

鳥取市出納室設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第19号

鳥取市出納室設置規則の一部を改正する規則

鳥取市出納室設置規則（昭和51年鳥取市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「及び主査」を「、主査及び総括主査」に、「主幹」を「主幹、総括主幹」に改める。

第5条第3項中「及び主査」を「、主査及び総括主査」に改め、同条第5項中「主幹」の次に「及び総括主幹」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。